令和7年(ネ)第■■■■号 損害賠償請求事件

控訴人 ■■■■

被控訴人 ENEOS株式会社

控訴理由補充書(1)

令和7年7月14日

東京高等裁判所第7民事部 御中

控訴人 ■■■■

本書では、特に断らない限り、一審判決、控訴理由書及び本件規程で定義された用語を用いる。

目次

第1	7	は補充書の作成趣旨	2
第2	2	各通報に対する公益通報者保護法の適用	2
	1	「指針の解説」における「指針の趣旨」の適用	2
	2	改正公益通報者保護法第11条第2項の適用	3
	3	控訴人の主張は改正法の遡及適用を意味するものではないこと	3
第3		「責任ある調査・フィードバック」の記載時期と本件規程の解釈	3
第4	丈	対外的公表と制度運用実態に照らした通知義務の存在	4
	1	対外的公表に関する被控訴人の指摘と事実関係の整理	4
	2	CGコードの全原則応諾と信義則に基づく通知義務	4
	3	実名通報者に対して「調査結果等の通知」を行う義務の根拠	5
第5		「調査結果等」として控訴人に通知すべき事項の存在	5
	1	GST支払をめぐる事実関係と本件規程上の位置付け	5
	2	事実関係の整理に基づく本件規程上の該当性の検討	6
第6	E H	周査対象及び通知内容の明確化に関する検討の要請	8
	1	被控訴人の反論の不十分性	8
	2	通知の在り方に関する制度趣旨と実名通報者の法的利益	8
	3	裁判所への検討の要請	8

第1 本補充書の作成趣旨

本補充書は、被控訴人の令和7年7月10日付控訴答弁書における主張を踏ま え、控訴人の主張を補足するものである。また、本件通報に対する被控訴人の対応 に関し、争いのない事実を時系列で整理した上で、本件規程に基づき、「調査結果 等」として控訴人に通知すべき是正措置及び再発防止策、又は対応策が存在したこ とを明確にする。

第2 各通報に対する公益通報者保護法の適用

1 「指針の解説」における「指針の趣旨」の適用

控訴人による各通報と公益通報者保護法との適用関係は、以下のとおりである。

- ① 本件通報(平成28年) ・・・ 改正前の公益通報者保護法が適用される。
- ② 本件追加通報(平成30年) … 同上。
- ③ 本件再追加通報(令和6年)・・・・改正後の同法及び法定指針が適用される。 また、消費者庁が公表した資料のとおり^{*1}、「指針の解説」は、指針を遵守するための考え方や具体例及びその他の推奨される考え方や具体例を示すものであり、指針等検討会報告書の内容に、民間事業者向けガイドラインを統合して作成されたものである。

確かに、同解説には「改正法施行時から適用される」旨が明記されているが、たとえば同解説第3 II 3(2)「是正措置等の通知に関する措置」の②「指針の趣旨」に示された内容は、上記①ないし③の各通報に対する対応に共通して当てはまる考え方であり、本件規程に定められた「調査結果等の通知」の解釈にあたっては、改正法施行前後を通じて「指針の解説」を参照することは合理的である。

また、消費者庁の「公益通報ハンドブック」(甲37)の発行年は令和4年であるとの被控訴人の指摘については *2、実際の発行年は平成29年である *3。同書に記載された「通報への対応状況を通報者へ伝えることは、通報者の通報窓口への信頼を確保するためにも必要と考えられます。」との記載も、上記①ないし③の各通報に対する対応に共通して当てはまる考え方である。

¹ 消費者庁の「改正公益通報者保護法に関する民間事業者向け説明会」スライド資料21頁 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12350689/www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/w hisleblower_protection_system/pr/assets/pr_220302_0001.pdf

² 控訴答弁書10頁13行目以下、「ただし、消費者庁の」以下

³ 消費者庁の「公益通報ハンドブック」最終ページ

 $https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/meeting_materials/assets/consumer_system_cms206_201021_06.pdf$

2 改正公益通報者保護法第11条第2項の適用

被控訴人も認めるとおり **4、控訴人は、令和6年5月22日、本件再追加通報において、被控訴人に対し、本件GST支払の事実を告げている。

しかしながら、被控訴人は、控訴人に対し、実行していた本件返金措置及び本件契約締結を本件規程に基づく是正措置及び再発防止策、又は対応策として通知しておらず、この点は改正後の公益通報者保護法第11条第2項(法定指針第4の3(2))に違反するものである。

3 控訴人の主張は改正法の遡及適用を意味するものではないこと

控訴人は、各通報時点における適用法令を前提としつつ、本件規程に定められた「調査結果等の通知」が改正法施行前後を通じて実質的な変更が加えられていないないことを踏まえ、本件規程の解釈にあたり、法定指針及び「指針の解説」を参照することが合理的であると主張している。

したがって、**控訴人の主張は、改正法の遡及適用を意味するものではない**。 これに対して、被控訴人の主張は **5 、控訴人が改正法の遡及適用を主張しているかのような印象を与える表現であり、裁判所に誤解を招く可能性がある。

裁判所におかれては、単に改正法の施行時期といった形式的事情にとらわれることなく、継続的な運用実態、通報者に対する通知を定める趣旨、ならびに実名通報者における合理的期待といった実質的要素を踏まえ、本件規程に定められた「調査結果等の通知」を行う義務の有無を判断されるよう求めるものである。

第3 「責任ある調査・フィードバック」の記載時期と本件規程の解釈

被控訴人は、「従業員向け制度説明資料」において「責任ある調査・フィードバック」の実施を記載していたのは一定期間に限られる旨を主張する *6。

しかしながら、資料に記載された被控訴人による「責任ある調査・フィードバック」の実施とは、本件規程の解釈を示したものである。

本件規程は、当該記載が従業員に周知される前から既に存在しており、当該記載が周知された時点を含む前後の期間においても、本件規程における調査及びフィードバックに関する規定に実質的な変更は加えられていない。

⁴ 控訴答弁書19頁17行目「ア 第1段落」以下

⁵ 控訴答弁書5頁8行目「まず、不利益取扱いの禁止については、」以下

[・] 控訴答弁書8頁11行目「ただし、原告のいう」以下、及び9頁4行目「ただし、前記」以下

加えて、被控訴人が、当該記載による本件規程の解釈を撤回又は修正したことを 周知した事実も存在しない。

したがって、当該記載の時期をもって制度趣旨や実施義務の有無を左右することはできず、「責任ある調査・フィードバック」との本件規程の解釈は、本件通報、本件追加通報及び本件再追加通報に対する対応にも適用されるべきである。

第4 対外的公表と制度運用実態に照らした通知義務の存在

- 1 対外的公表に関する被控訴人の指摘と事実関係の整理
 - (1) 被控訴人は、「本件通報及び追加通報並びにこれらに係る調査結果の回答又は通知は、控訴人の指摘するENEOSHDによる「対外的公表」の前になされたものである。」と指摘する *7 。

正確には、控訴人が例示した「JXTGエネルギー CSRレポート2017」の発行日は2017年11月であり、その対象期間は、「2016年4月から2017年3月まで(ただし、一部2016年3月以前や2017年度以降の活動や予定も含まれます。)」と明記されている**8。

(2) 被控訴人は、「「コンプライアンスの徹底」に関し、ENEOSHDが「コミットメント」を社外に公表したのは、令和5年以降のこと」と指摘する **⁹ 。正確には、被控訴人等は、「新日本石油グループCSRレポート2005」においても **¹⁰ 、トップコミットメントとして「コンプライアンスの徹底」を表明しており、以降継続的に「コンプライアンスの徹底」を表明している。

2 CGコードの全原則応諾と信義則に基づく通知義務

被控訴人は、企業ホームページにおいて、「ENEOSグループのコーポレートガバナンスに関する基本方針」を公表し、その中で、CGコードの全ての原則に応諾することを基本方針とし、これを実践すると明言している。

企業ホームページにおける公表は、被控訴人が法令遵守の実現に真摯に取り組む企業であるとの印象を従業員を含むステークホルダーに与え、被控訴人自身の信用向上を図る目的を有することは明らかである。

こうした公表に接した従業員は、本件規程に基づいて適切な対応がなされると

なお、実名通報者に対する「調査結果等の通知」に関する記載は21頁及び22頁である。

⁷ 控訴答弁書9頁11行目「ただし、前記(1)ウ」以下

⁸ 「JXTGエネルギー CSRレポート2017」8頁 https://www.eneos.co.jp/company/csr/report/pdf/2017_all.pdf

[『] 控訴答弁書11頁8行目「ただし、「コンプライアンスの徹底」」以下

¹⁰ 「新日本石油グループCSRレポート2005」3頁 https://www.hd.eneos.co.jp/csr/report/pdf/noc_2004.pdf

の信頼から、実名で通報した場合には、本件規程に基づき、「調査結果等の通知」が行われる際には、実際に実行した是正措置及び再発防止策、又は対応策等、一定の情報が通知されるものと期待するのが自然かつ合理的である。

にもかかわらず、被控訴人は、本件のように制度運用の誠実さが問われる場面において、CGコードについて「法的拘束力がない」「罰則はない」「公表措置にとどまる」と述べ、実質的な履行を軽視し、通報者への説明責任を否定する態度を示している *11。

このような主張は、被控訴人が自ら掲げた「全原則に応諾する」との方針と明 らかに矛盾しており、少なくとも、被控訴人は、信義則に基づき、実名通報者に 対して調査結果等を通知すべき義務を負うものと解すべきである。

3 実名通報者に対して「調査結果等の通知」を行う義務の根拠

実名による通報を行った者に対して「調査結果等を通知する」旨は、本件規程 に明記されており、従業員向けの制度説明資料では赤字で強調されている。さら に、被控訴人自身が、企業ホームページやESG/CSRレポート等において、内 部通報制度の運用を対外的に繰り返し公表してきた事実も存在する。

また、被控訴人も認めるとおり *12、控訴人が一貫して公表してきた「コンプライアンスの徹底」には、被控訴人が、本件規程に基づいて内部通報制度を適切に運用することが当然に含まれる。

以上の事実に照らし、本件規程の継続的な運用実態、通報者に対する通知を定める趣旨、そして実名通報者における合理的期待等を総合的に考慮すれば、被控訴人は、実名通報者に対して「調査結果等の通知」を行う義務を負っていたものと解すべきである。

第5 「調査結果等」として控訴人に通知すべき事項の存在

1 GST支払をめぐる事実関係と本件規程上の位置付け

まず、控訴人が一審で述べたとおり^{*13}、オーストラリアのGST法38条の 1及び関連論文に照らせば(甲33及び甲34)、本件取引先に対するGST支 払は、同法又は契約に違反する可能性があり、本件規程に基づく「法令等に違反 する事実または違反するおそれのある事実」に該当する。

そして、本件取引先に対するGST支払が法令等に違反する事実である場合、 本件返金措置及び本件契約締結は、本件規程3.6(1)イに基づく是正措置及び再

¹¹ 控訴答弁書10頁18行目「コーポレートガバナンス・コード」以下

¹² 控訴答弁書11頁15行目「(イ)第2段落」以下

¹³ 原告第5準備書面21頁3行目以下、第2の7(2)

発防止策に該当する。また、違反のおそれがある場合であっても、同ウに基づく 対応策に該当する。

さらに、JXAが、平成29年7月31日に本件GST支払(平成27年11 月6日のGST支払分)と同額の金銭を被控訴人に送金していることも(以下 「**JXA送金措置**」という。)、上記と同様に、本件規程に基づく是正措置及び 再発防止策、又は対応策に該当する。

なお、本件GST支払と同額の金銭をJXAが被控訴人に送金した事実については、控訴人が一審で主張しており *14、その事実は被控訴人の会計システム上で確認されている。そして、これに対して被控訴人が争わなかったことから、当該事実については自白が擬制されている。ただし、その金銭の具体的な流れについては、証拠等により確認されていない。

また、本件調査報告書における「還付可能であることを確認している付加価値税の還付を含め、今年度上期を目途に対応完了予定であることを確認した」との記載については、当該確認事項が本件取引先に対するGST支払に関する対応を指すのか否かが明確でない。そのため、当該記載をもって控訴人に対して、本件取引先に対するGST支払に関する対応の通知が行われたとはいえない。

2 事実関係の整理に基づく本件規程上の該当性の検討

一連の経緯について争いがない事実を整理すれば、表10のとおりである。

表10の内容を踏まえると、被控訴人は、控訴人の通報を受けた後、上司Aとの協議を経て、次の措置を講じている。

- ① 平成27年11月分のGST支払分について:JXA送金措置
- ② 平成29年1月から4月にかけてのGST支払分について:本件返金措置
- ③ 従前の契約終了後、GSTに関する定めを含む契約の締結:本件契約締結 控訴人が本件通報を通じてGST支払の存在を告げた後、当該支払に相当する金額が被控訴人に返還され、さらに契約内容の見直しが行われていることからすれば、被控訴人は、控訴人の通報を契機として、本件取引先に対するGST支払の適正性に関する一定の検証を行い、その結果に基づいて是正措置及び再発防止策、又は対応策を講じたものと推認するのが自然である。

したがって、本件取引先に対するGST支払には、オーストラリアのGST法 又は契約に反するなど、その適正性に問題があった可能性が高い。そして、上記 一連の対応は、本件規程に基づき、「調査結果等」として控訴人に通知すべき是 正措置、再発防止策又は対応策に該当する。

6

¹⁴ 原告第5準備書面25頁5行目「そして、その金額の」以下

表10. 本件通報に対する対応に関する経緯(争いのない事実)

平成27年11月6日	(支払①)控訴人は、本件取引先に対してGSTを支払う手続をした。
平成28年9月14日	控訴人は、本件通報及びこれに関する控訴人と被控訴人とのやり取りを通じて、被控訴人に対し、本件GST支払の存在を告げた。
平成29年1月~4月	(支払②)控訴人は、本件取引先に対してGSTを支払う手続をした。
平成29年2月7日	被控訴人は、本件通報を受け、調査補助者と上司Aが協議を行うという対応を行った。
平成29年3月9日	被控訴人社内で、「GSTの業務」を控訴人が所属するグループから他のグループに移管する旨を通知する電子メールが送信された。なお、控訴人は、「GSTの業務」の具体的内容を知らされていない。
平成29年5月	■本件返金措置 被控訴人は、平成29年5月の本件取引先の請求から同年1月から4月にかけ てのGST支払分(支払②)を差し引くという措置を講じた。
平成29年7月31日	■ JXA送金措置 被控訴人は、JXAが平成27年11月6日のGST支払分(支払①)と同額 の金銭を被控訴人に送金するという措置を講じた。
平成30年3月31日	被控訴人と本件取引先との間で締結したGSTに関する定めが存在してい ない契約の契約終了日。
平成30年9月13日	■本件契約締結 被控訴人と本件取引先との間で「オーストラリア国外の顧客に対するサービス提供費用には、オーストラリアGSTを課さない。なお、本件取引先がGSTを課すべきと判断すれば、GST込みで請求する権利を有する」との新たな契約条項が明記された契約を締結した。

第6 調査対象及び通知内容の明確化に関する検討の要請

1 被控訴人の反論の不十分性

控訴人は、被控訴人が本件調査報告において「コンプライアンス違反となる事項ではない」と判断した対象事項の具体的内容を明らかにしていないと主張している*¹⁵。これに対し、被控訴人は、通報フォームや調査補助者への提供情報のうち「不正行為等」に関する情報が判断の対象であった旨を述べているが*¹⁶、調査事項が具体的に示されているとはいえない。

したがって、この被控訴人の反論は、控訴人の指摘に実質的に応答したものと はいえず、主張の核心に正面から応じたものとは評価しがたい。

2 通知の在り方に関する制度趣旨と実名通報者の法的利益

「指針の解説」第3Ⅱ1(3)「公益通報対応業務の実施に関する措置」③には、「公益通報者の意向に反して調査を行うことも原則として可能である」との記載があり、通報を受けた側が調査事項を決定することが予定されている。

このような制度構造のもとでは、調査の結果を通報者に通知する際、通報に係る情報のうち、どの部分が調査事項とされたのかについて、一定程度具体的に示すことが求められる。これを欠く場合、通報者は自らの通報がどのように扱われたのかを把握できず、結果として心理的安全性が損なわれるおそれがある。

特に、実名で通報を行った場合には、その通報が適切に調査され、必要な措置が講じられたか否かを知ることについて、通報者は正当な関心を有する。

前記第5の2で述べたとおり、本件においては、本件取引先に対するGST支払に関して一定の対応が講じられているところ、実名で通報を行った控訴人には、これらの対応内容と併せて、GST支払の適正性に関する判断の有無及びその内容について、通知を受ける法的利益があると解すべきである。

3 裁判所への検討の要請

以上を踏まえ、控訴審においては、通報者に対する調査結果の通知の在り方、特に実名通報者に対して「何を」「どこまで」通知すべきかという点について、本件規程において実名通報者に対する「調査結果等の通知」を定めている趣旨に照らした一定の判断又は見解を示されるよう求めるものである。

以上

¹⁵ 控訴理由書8頁4行目「さらに、被控訴人は、」以下、及び10頁15行目「しかし、被控訴人は、」以下

¹⁶ 控訴答弁書14頁5行目「本件調査報告において」以下、及び16頁19行目「本件調査報告において」以下